

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和5年3月14日（火曜日）

午前10時00分開会 午後2時12分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

付託された請願の審査

（1）受理番号1 市営ドッグラン施設建設に関する請願書

付託された議案の審査

（1）議案第 8号 土浦市手数料条例の一部改正について

（2）議案第16号 土浦市都市公園条例の一部改正について

（3）議案第28号 市道の路線の認定について

（4）議案第29号 市道の路線の変更について

（5）議案第30号 市道の路線の廃止について

（6）議案第19号 令和5年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算

（7）議案第20号 令和5年度土浦市駐車場事業特別会計予算

（8）議案第24号 令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算

（9）議案第25号 令和5年度土浦市水道事業会計予算

（10）議案第26号 令和5年度土浦市下水道事業会計予算

（11）議案第36号 令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第2回）

4 報告事項

（1）工事発注状況報告について

5 その他

（1）土浦市公共施設等再編再配置計画の策定について

6 閉会

出席委員（7名）

委員長 平石勝司

副委員長 柏村忠志

委員 内田卓男

委員 寺内充
委員 矢口清
委員 柳澤明
委員 小坂博

欠席委員（1名）

委員 勝田達也

説明のため出席した者（15名）

副市長	片山 壮二	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	渡辺 善弘
都市整備課長	福澄 雄祐	都市計画課長	飯泉 貴史
商工観光課長	沼尻 健	建築指導課長	櫻井 良哉
農林水産課長	黒須 清一	住宅営繕課長	三浦 誠
道路管理課長	浅岡 武徳	道路建設課長	草間 正志
下水道課長	滝田 昌暁	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	坂本 直親		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、当委員会に請願が1件付託されておりますので、はじめに請願の審査をお願いいたします。資料は、サイドブックスの産業建設委員会令和5年3月14日②請願（市営ドッグラン施設建設に関する請願書）をお開きください。本件につきましても、請願者から意見陳述の希望があり、お越しいただいておりますので、審査に入る前に、陳述を行っていただきたいと思っております。意見陳述者におかれましては、陳情の内容から逸脱することなく、概要を陳述していただきます。なお、陳述の時間は、10分以内とさせていただきます。それでは、意見陳述を始めてください。

○意見陳述者・・・氏 はい。私は天川に住んでおり、市内で勤めております。この度は、このような機会をいただき、ありがとうございます。感謝しております。今回、土浦の市営によるドッグラン施設の建設をお願いいたしたく、

提案しました。2年前に秋田犬を飼いまして、ほぼ毎日、散歩に行っております。去年の夏に気づいたことがあります。暑い日に道端で犬を連れている人は同じコースを散歩させておりますが、犬がおしっこをしたところに水をかけない人はほとんどです。散歩の帰り道にその場所で、人間の子供たちが寝込んで遊んでいました。非常に汚いことかと思えます。犬の排泄物を持ち帰らない人も、多くいます。これを集約させて1か所にすれば、互いの監視機能が働くのではないかという目的で、土浦市にドッグランがあればいいなと考えるようになりました。隣のつくば市ではペニーレインという民間のドッグラン、ウェルネスパークに市営のドッグランがあります。4月には、民間のドッグランがオープンします。洞峰公園でも新たな計画があり、非常に発展しています。また、かすみがうら市でもゴルフ場に大きなドッグランがありまして、県外からも来られています。ここを参考にしたいと思っております。先週のお昼の12時には、人が150人と同じくらいの数の犬が来ていました。土浦市民は、かすみがうら市やつくば市のドッグランに行っている状況です。民間であるような話を聞きましたが、ほぼ土浦にはありません。ドッグランのメリットは、災害時におけるペットの避難場所として、犬を連れて行けます。小型犬は災害時に人と一緒に避難できるということになっていますが、大きな犬に関しては避難もできず、連れてこられないことになっていきます。市営のドッグランは、そうした解決策になると考えております。先ほどのかすみがうら市のように、いきなり150人の人が300坪の土地に来てパニックになってしまうので、試験的にやってみて、どのくらいの需要があるか調べるのもいいのかと思いました。つくば市では毎年ドッグフェスというものがありまして、このときの企画として、網で作った簡易のドッグランがあります。これなら、費用はさほど掛かりませんし、日にちも例えば11日をわんわんの日みたいな感じで公園にオープンして、どのくらいの人数が集まるのかを調べて面積を決めてはどうかなど、日々、考えております。また、千葉県柏の葉公園では、木の棒にネットを張っているだけのドッグランですが、年間の手数料、更新料を500円程度とっており、ちゃんと狂犬病の予防接種をしているかなどチェックしながら、飼い主がワッペンをつけて遊ばして、これもまた、理想形なのかと思いました。このことにより、登録されていない犬が少なかったり、狂犬病の予防接種をしていない犬が少なくなったりするのではないかと思います。まずは、ここにおられる方に思いを託し、一歩でも前進していただければと思います。以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員の方から陳

述者に質問することはありますか。

○寺内委員 ランニングコストはどのくらい必要なのでしょうか。

○意見陳述者・・・氏 例えば、ウェルネスパークにつきましては人の背丈以上の金属のフェンスで囲ってあります。水道は犬の足を洗う程度で、照明は薄暗い照明を付けているだけです。人を付けて管理しているわけではありません。柏の葉では木の棒にゴルフ場のネットのようなものでも機能しています。問題は広さで、狂暴な犬がいたりするときのために小分けにして対応するとかありますが、そんなにはかからないと思います。具体的な金額は申し訳ありませんが分かりかねます。

○寺内委員 なぜ聴いたかという、市営で作った後、利用者が運営をやってくれるならいいですが、市のほうで人も関わると費用がかかります。利用者が管理しますということなら、いいでしょうけれども、市営でとなると、職員をつけたりすることになると大変です。試験的にやってみて、利用者が運営に携わりますよということになれば、私たちも、市営で作るべきでしょうと言えますが、市のほうで管理することになると負担が大きくなってしまいますので、その辺を考えていただきたいです。

○小坂委員 柏の葉とかつくばでやっているようですが、そういった情報は、どのように共有されているのでしょうか。

○意見陳述者・・・氏 犬の飼い主は不思議なもので、行動パターンが一緒で、偶然に合うこともしょっちゅうです。SNSやインスタグラムでつながっている、情報が伝わるのは早いです。ちらしのなどのペーパーは、はやらないと思います。

○矢口委員 動物ですから、排泄をする場所が必要で、そういった場所では子供は遊べないので、特別な場所として管理したらいいのでしょうか。

○意見陳述者・・・氏 基本的には飼い主が排泄物は処分するルールを守っていただくことが必要で、柏の葉では、利用を更新する際に30分、1時間ほどの機会を設けています。飼い主それぞれが、ルールを守っていただけるかですが、ウェルネスパークでは誰もついておりませんので、排泄物に関して改善する課題が考えております。

○矢口委員 そういうところは、共用ではなく、専用にしたらどうかと思うんだ。そうであれば、ドッグランもいいなと思います。

○柳澤委員 霞ヶ浦総合公園、川口運動公園などに作ればと書いてありますが、先ほどの話だと、柏の葉で150人ほどなら、単純に二人で1台だとすると車が70台以上だよ。まず、ドッグランのスペースは間に合う。新治

のほうで、敷地内に作っているところがあってそこではぶどう狩りや梨を買ったりするんだけど、有料のドッグランは、けっこう人が来ているんだよね。問題は、それだけ人が来ちゃうと、ドッグランよりも駐車場のスペースで、それがあればドッグランもあっていいんだと思うんだけど、前提として、50台、100台の車が停まれるような駐車場スペースと、100坪、200坪の専用スペースの分、子供たちが遊べなくなっちゃうわけだよ。そうすると、広いようだけど、総合公園には、そういうスペースがないんだわな。川口のほうは、駅にも近いと考えていたんだけど、駐車場がない。

○意見陳述者・・・氏 犬の面積以上に、駐車場の問題を考えないと進まないのかなと思います。かすみがうら市につきましては、山を切り開いたような場所なので広さは、車もゆうに停められる状況にあります。水郷、乙戸は課題だと思います。

○内田委員 私は、年間100日は水郷公園に行っていますが、行くと10頭くらいの犬に会います。1、2か月前に、幸運にも排泄物を踏んでしまいました。何を言いたいかというと、マナーは非常によい。ただ、排泄物をビニールに入れて放置してあるのを見かけますが、ビニールに入れておくと風化しないわな。勘違いしている飼い主もいるという体験もあります。それで、これは何坪くらいと想定しているのか。

○意見陳述者・・・氏 どれだけ来るか未知数ではありますが、小さい犬でしたら、狭くてもそんなに走らなくてよいですが、私の飼っている犬は、直線距離で30、40メートルは走りますので、その辺は難しいところですが、逆に考えると、先に広さが決まっていれば、それに合わせるように調整できると思います。

○内田委員 柏の葉は、何坪ですか。

○意見陳述者・・・氏 400坪、あったか、なかったかくらいだと思います。

○内田委員 分かりました。基本的には、僕は賛成なんですよ。ただ、寺内委員が言うように、管理はどうするのかということです。犬でなく、飼い主同士で殴り合い寸前のけんかをしているのも見かけたことがあります。そういう場面もありますので、そういうときの市の管理責任がネックだと思います。駐車場の問題もありますが、水郷公園では新たな駐車場の必要はないわけで、延べはあると思いますけれど50頭、70頭の犬が同時に入っていることはないと思うんだ。そういう意味で、大きな公園には大きな駐車場があって、そのくらいの広さは、あると思います。問題は、寺内委員の言うように、誰が管理して、責任を持つのかと。費用は、ネットフェンスと管理者を

置くのであれば雨風に耐える施設をつくるイニシャルコストも考えなければなりません。基本的には、必要だと思います。ただ、民間がやってくれるのが、一番ありがたい。あと、余談ですが、新治のグランピングのように利用者が使用できるドッグランは、土浦にもあります。以上です。

○**柏村副委員長** 我が家にも犬がいますし、近所の人もドッグランを使っています。抽象的な表現ですが、市民の意識そのものを変える契機、ポイントだと思います。

○**平石委員長** これから審査を行います。陳述者は、傍聴席へ移動していただくか、御退席いただきますようお願いいたします。

(陳述者移動)

○**平石委員長** それでは、審査を行います。委員の皆様のお意見を伺います。

○**平石委員長** それでは、採決いたします。本請願を採択とする方は、挙手をお願いいたします。

(挙手4名)

○**柳澤委員** 継続審査にはできないか、任期が終わっちゃうのか。いろいろ意見はでたけれども、いろいろ調査が必要じゃないか。

○**内田委員** じゃあ、委員長報告でただし書きを付けよう。寺内議員の言うように、管理の問題だよな。

○**寺内委員** そう、調査しながらやっていってもらうようにとね。

○**内田委員** 当然、柳澤委員の意見もな。

○**柳澤委員** そう、いろいろ問題もありそうだから。

○**寺内委員** そういう問題を克服しながらやっていくんだらうから、そういうことで。

○**平石委員長** 分かりました。そのような意見を盛り込ませていただいた上で、採択ということで、委員長報告をいたします。付託されました請願の審査は、以上となります。執行部準備のため、暫時休憩といたします。

(午前10時30分休憩)

(午前10時32分再開)

○**平石委員長** 本日の審査は、はじめに議案書、つづいて予算書、最後に追加議案の審査を行ってまいります。資料は、サイドブックの本会議、令和5年、第1回定例会、事前配布資料、議案第1号から第31号をお開きください。はじめは、34ページです。では、協議事項にまいります。議案第8号土浦市手数料条例の一部改正について執行部より説明願います。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。34ページをお願いします。土浦市手数料条例の一部改正については、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法が改正されたことにより、建築物の容積率や高さに係る特例が拡充されたことに伴う手数料が新設されたこと。また脱炭素社会の実現に向けて建築物の省エネ性能をより向上させるため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部が改正されたこと等に伴い、手数料の算定方法の追加となったこと。また道路位置指定の申請手数料の新設。字句、その他の修正等により条例の一部を改正するものであります。施行日は、令和5年4月1日からとなります。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律に係ります土浦市手数料条例第7の50、51、55、58、59、60項については公布の日から施行することとなります。35ページから89ページまでが改正文となります。審議のほど、よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第8号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、議案第16号土浦市都市公園条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。土浦市都市公園条例の一部改正(案)についてでございます。この条例改正につきましては、使用料の算定方法について、これまで、規定の無かった面積と日数の端数処理の規定を明文化することと、現在は前払いが前提であった使用料について、利用者の利便性を高めるために、後払い制度を明文化することで、条例の一部改正が必要となるものです。施行日は令和5年4月1日を予定しております。3ページ以降が新旧対照表となります。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第16号土浦市都市公園条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第28号市道の路線の認定について、執行部より説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。126ページをお願いいたします。議案第28号市道の路線の認定につきまして、御説明いたします。127ページをお願いいたします。今回、市道の認定につきましては、神立中央二丁目32号線、神立315号線、中高津二丁目38号線、中村南六丁目5号線の4路線でございます。市道認定路線の概要でございます。いずれも、開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。128ページをお願いいたします。はじめに、神立中央二丁目32号線でございます。場所につきましては土浦市立神立保育所の東側に位置します神立中央2丁目地内におきまして、関友商事株式会社によります開発面積約2、987平方メートル、11区画の宅地分譲地内に新設した道路でありまして、延長88.96メートル、幅員6.0から12.00メートルの市道を認定するものでございます。幅員の12.00メートルにつきましては、行止り道路なため終端に転回広場を設置したためです。つづきまして、神立315号線でございます。129ページをお願いいたします。場所につきましては神立配水場の南側に位置します神立町地内におきまして、有限会社エイ・エム・エーによります開発面積約2、988平方メートル、13区画の宅地分譲地内に延長104.82メートル、幅員6.0メートルの市道を認定するものでございます。130ページをお願いいたします。つづきまして、中高津二丁目38号線でございます。場所につきましては、土浦市立下高津小学校の南側に位置します中高津二丁目地内におきまして株式会社京葉ビルドによります開発面積約4、651平方メートル、17区画の宅地分譲地内に延長130.10メートル、幅員6.0メートルの市道を認定するものでございます。131ページをお願いいたします。つづきまして、中村南六丁目5号線は、土浦市立中村小学校の南側に位置します中村南六丁目地内におきまして、株式会社アカオギによります開発面積約4、227平方メートル、16区画の宅地分譲地内に延長107.90メートル、幅員6.0メートルから9.0メートルの市道として認定するものでございます。幅員の9.0メートルにつきましては、行止り道路のため終端に転回広場を設置したものです。以上の4路線の市道認定につきまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第28号市道の路線の認定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第29号市道の路線の変更について、執行部より説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課です。132ページをお願いします。議案第29号市道の路線の変更でございます。133ページをお願いします。今回、市道の路線の変更をお願いいたしますのは、市道乙戸21号線、市道乙戸74号線の2路線でございます。134ページをお願いします。路線の概要でございます。はじめに、乙戸21号線でございます。延長376.25メートルを139.60メートルに変更するもので、乙戸21号線の一部を隣接地権者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、払下げに支障がないので、それに伴い市道路線の起点を変更するものでございます。つぎに乙戸74号線でございます。延長406.00メートル、幅員3.70メートルから18.91メートルを延長482.40メートル、幅員2.50メートルから18.91メートルに変更するもので、先ほど説明した乙戸21号線の変更に伴い、認定路線の延伸の必要が生じたため、路線の終点を変更するものです。以上、2路線の市道変更につきまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

○内田委員 課長、この地図古いのかな。運動公園がここにあったよな。

○浅岡道路管理課長 地図は、若干古いものでございます。

○内田委員 そういのがないとな。空き地が二つあるけれど、三角のほうは運動公園かな。乙戸21号線と国道6号の間のところが野球場じゃないのか。ごめんな、ちょっと分からないんだよ。

○浅岡道路管理課長 三角になっている水色の点線の中が野球場です。

○内田委員 ああ、分かりました。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第29号市道の路線の変更については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第30号市道の路線の廃止について、執行部より説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課です。135ページをお願いします。議案

第30号市道の路線の廃止でございます。136ページをお願いします。市道の路線の廃止につきましては、新治中650号線の1路線でございます。137ページをお願いします。市道廃止路線の概要でございます。新治中650号線は、延長350.0メートル、幅員9.00から17.00メートルの市道でございますが、隣接土地所有者が払下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能・形態が全くなく、払下げに支障がないので、市道の認定を廃止するものでございます。場所につきましては、県道小野土浦線と国道125バイパスの間の路線でございます。以上、1路線の市道廃止につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

○内田委員 払下げで、幾ら入ったのか。

○浅岡道路管理課長 払下げが希望されていますが、鑑定価格などは、まだでございます。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第30号市道の路線の廃止については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

(午前10時45分休憩)

(午後1時再開)

○平石委員長 つづいて、特別会計の予算について、委員会として審査を行います。資料は、予算書のままとなります。議案第19号令和5年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。226ページをお願いします。議案第14号令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億6,128万1千円で、前年度との比較では、1.1パーセントの減となっております。詳細につきましては、説明書で説明いたしますので、222ページをお願いします。はじめに、歳入は、昨年度に比べて微減となっております。224ページをお願いします。歳出です。1款、1項、1目元金及び2目利子につきましては、川口二丁目用地取得事業外事業の用地先行取得の償還金及び利子分となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第19号令和5年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第20号令和5年度土浦市駐車場事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。238ページをお願いします。議案第20号令和5年度土浦市駐車場事業 特別会計予算につきまして、御説明いたします。この予算は、6か所の市営駐車場の管理運営のための経費でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,795万5,000円で、前年度との比較では、約44,6パーセントの減となっております。詳細につきましては、説明書で説明いたしますので、資料232ページをお願いします。歳入です。1款使用料につきましては、直営1か所の市営駐車場の利用料金でございます。2款繰越金は、科目設定のための計上です。3款諸収入は来年度から始まる指定管理料収入と雑入科目計上分です。ここからは、歳出となります。主なものについて説明させていただきます。1目業務管理費は、六つの市営駐車場の維持管理に要する経費でございます。14節工事請負費は、駐車場精算機システム改修工事費で新札対応のものとします。24節積立金は、今後の駐車場施設の設備更新等に備え、基金に積み立てるもので、科目設定のための計上です。27節繰出金は、これまで事業収支を保つため、一般会計からの繰入金を計上しておりましたが、駐車場整備に係る公債費が令和元年度で終了となり、繰入が不要となりますことから、一般会計へ繰り出すものです。資料240ページをお願いします。2款公債費は、平成29年度に実施しました駅東駐車場の大規模修繕工事に係る償還金及び土浦駅東駐車場エレベーター改修工事事業借入分の利子分でございます。241ページをお願いします。3款予備費は、緊急時のための計上です。242ページをお願いします。地方債の令和3年度末の額、令和4年度末の見込み額、令和5年度末の見込み額です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 242ページ、これ、令和3年度末現在より令和4年度末現在の残高のほうが多いのだが、市債は発行していないよな。返しているだけだ

よね。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。工事が発生した場合には市債が発行されます。

○内田委員 今期は、発行しているのか。

○福澄都市整備課長 今期は、発行いたしません。

○内田委員 市債は発行しないで返済だけしているわけでしょう。

○福澄都市整備課長 これは、前年度に発行したものでございます。

○内田委員 ああ、分かった。勘違いだった。

○平石委員長 そのほか、ありますか。

○寺内委員 工事請負費で、エレベーターの説明をしていたけれど、資料では駐車場精算機だよな。

○福澄都市整備課長 大変失礼いたしました。エレベーターの工事は前年度のもので、誤って説明してしまいました。申し訳ございませんでした。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第20号令和5年度土浦市駐車場事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第24号令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第24号令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、336ページをお願いします。令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計の歳入・歳出の総額は、それぞれ1億3,473万6,000円でございます。前年度との比較で、約19.0パーセントの増でございます。予算の詳細につきまして、344ページをお願いします。歳入・歳出予算の事項別明細における歳入でございます。農業集落排水使用料は、市内6地区に設置された排水処理施設の運営に伴う使用料の収入でございます。歳入の主なものにつきましては、以上でございます。つづいて、歳出につきまして御説明いたします。351ページをお願いします。農業集落排水事業管理費は、排水処理場及び管渠施設の維持管理に要する経費でございます。主な経費について御説明いたします。10節需用費の光熱水費は、処理場施設及び管路施設におけるマンホール圧送ポンプの電気料などでございます。12節委託料は、6地区の処理場とポンプ施設の維持管理などに係る委託費用でございます。14節工事請負費は、排水施

設の補修や更新及び汚水枳の設置に要する費用でございます。一番下、地方公営企業法適用化移行事業は、令和6年度より企業会計に移行するための委託料でございます。353ページをお願いします。公債費は、起債の借入れに係る償還元金及び利子分でございます。農業集落排水事業特別会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第24号令和5年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第25号令和5年度土浦市水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○和田水道課長 水道課でございます。議案第25号令和5年度土浦市水道事業会計予算につきまして、サイドブックの1ページをお願いします。令和5年度水道事業会計予算でございます。4ページをお願いします。はじめに、予算書の第2条、業務の予定量でございます。(1)の給水戸数は、6万698戸の見込みでございます。前年度との比較で0.5パーセントの微増でございます。また、年間総給水量は、1,426万5,000立方メートルの予定のため、1日の平均給水量は、3万8,975立方メートルでございます。つづいて、(4)の主な建設改良事業は、配水管の新設や老朽管の布設替え及び配水場の更新などに係る事業費でございます。つづいて、第3条、収益的収入及び支出でございます。はじめに、収入の総額は、35億6,954万6,000円の計上で、前年度並みとなっております。また、支出の総額は、34億4,277万1,000円の計上で、前年度と比較しますと、1.1パーセントの増となっております。なお、収益的収支の詳細につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明いたします。つづいて、5ページをお願いします。第4条、資本的収入及び支出でございます。はじめに、資本的収入は、企業債の借入れと幹線管路の更新に係る国庫補助金でございます。収入の合計が1億1,900万円の計上のため、前年度と比較しますと、約17パーセントの減となっております。また、支出につきましては、建設改良費や企業債の償還など、12億309万4,000円の

計上のため、前年度と比較しますと、約2.4パーセントの増でございます。なお、支出による収入の不足分は、損益勘定留保資金などにより、補填するものでございまして、資本的収支の内訳につきましても、後ほど、事項別明細書により御説明させていただきます。つづいて、第5条の継続費は、大岩田配水場の施設更新に係る経費でございますが、更新する器機の製造から設置まで、単年度施工が困難なことから、2か年継続の予定でございます。つづいて、6ページをお願いします。第6条の企業債でございます。企業債につきましても、施設整備に係る借入れ限度額などについて定めるものでございます。なお、第7条と第8条は、予算の流用に係る事項であり、第9条は、漏水修理材料の購入限度額を定めるものでございます。つづいて、予算計画につきましても、9ページをお願いします。9ページは、令和5年度における、収益的収入及び支出の内訳でございまして、10ページは、資本的収入及び支出の内訳でございます。なお、11ページから16ページは、事業収支に係る計算資料となっておりますので、御確認のほど、よろしく願いいたします。つづいて、17ページをお願いします。17ページは、収益的収入及び支出の事項別明細書でございますので、主なものについて御説明させていただきます。はじめに、収入でございますが、1款水道事業収益の1項営業収益は、水道料金及び水道加入金が主なものでございます。また、下段の2項、営業外収益につきましても18ページをお願いします。上から2行目の2目補助金は、水道加入金の減免措置に係る県からの補助金でございます。つづいて、下段からは、支出の一覧でございます。1款水道事業費用の1項営業費用の1目原水及び受水費は、職員人件費や県浄水場からの受水費などでございます。つづいて、19ページをお願いします。下段の2目配水及び給水費は、市内4か所に設置された配水場の運転経費が主なものでございます。つづいて、21ページをお願いします。3目の受託工事費は、会計年度任用職員の人件費と事務的経費でございます。つづいて、4目の業務費は、水道料金の徴収に係る経費などでございます。22ページをお願いします。下段の5目総係費は、水道事業の運営に係る事務的経費でございます。つづいて、23ページをお願いします。下段の6目減価償却費は、施設等の耐用年数から試算した償却費用の計上でございます。つづいて、24ページをお願いします。中段の2項営業外費用は、企業債の償還利子分及び事業費に含まれる消費税の納付でございます。つづいて、3項、特別損失は、宅地内の漏水による、水道料金の減免などでございます。以上が収益的収支でございます。つづいて、25ページをお願いします。こちらの一覧は、資本的収入

及び支出でございます。はじめに、収入の1款資本的収入は、施設整備に係る企業債の借入れと、老朽管の更新に係る国庫補助金でございます。つづいて、支出の1款1項の1目配水設備費は、水道管の新設や老朽管の更新などに係る経費でございます。つづいて、27ページをお願いします。上の段の2目、営業設備費は、水道メーターの購入と配水場の更新に係る経費でございます。つづいて、2項の企業債償還金は、企業債元金の償還でございます。資本的収支は、以上となっております。28ページから30ページは、職員の給与など、人件費の明細となっております。32ページをお願いします。32ページは、大岩田配水場の更新に係る継続費の調書及び33ページは、水道料金徴収に関する債務負担行為の調書並びに34ページは、企業債に関する調書となっておりますので、御確認お願いいたします。水道事業会計は、以上でございますので、審査のほど、よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第25号令和5年度土浦市水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つぎに、議案第26号令和5年度土浦市下水道事業会計予算について、執行部より説明願います。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第26号令和5年度土浦市下水道事業会計予算につきまして、4ページをお願いします。はじめに、下水道事業会計予算の第2条の業務の予定量でございますが、市内の水洗化戸数は、6万3,217戸の見込みでございます。前年度との比較で3.0パーセントの増でございます。また、年間の総汚水量につきましては、1,587万8,000立方メートルの予定のため、1日平均で申し上げますと、4万3,383立方メートルでございます。つづきまして、主な建設改良事業でございますが、污水管渠整備事業・雨水排水路整備事業及び下水道施設の改築計画に伴うストックマネジメント事業の継続を予定しております。つづいて、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の主なものは、使用料でございます。44億2,704万7,000円の計上で、前年度との比較で1.1パーセントの減でございます。また、支出につきましては、42億2,952万円の計上で、前年度との比較で0.2パーセントの微増

でございます。なお、収益的収支の詳細につきましては、後ほど、事項別明細書により、御説明いたします。つづいて、5ページをお願いします。第4条における、資本的収入及び支出でございます。収入の主なものは、企業債の借り入れ及び国庫補助金でございます。18億6,786万4,000円の計上で、前年度との比較で19.9パーセントの増でございます。また、支出につきましては、32億6,202万6,000円の計上で、前年度との比較で8.5パーセントの増でございます。なお、資本的支出に対する収入の不足分につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などにより、補填するものでございます。また、資本的収支の内容につきましても、第3条の収益的収支と同じく、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。つづいて、6ページをお願いします。第5条の企業債につきましては、公共下水道整備事業及び流域下水道の建設負担金に係る借入れであり、起債の限度額や償還方法などについて定める事項でございます。つづいて、第6条の一時借入金は、工事請負などの支払いに関する一般会計からの一時借入れ限度額でございます。第7条から第9条につきましては、予算流用の範囲並びに議決事項、一般会計からの補助金などについて規定する条項でございます。つづいて、9ページをお願いします。つづいて、令和5年度における収益的収入及び支出の内訳でございます。10ページは、資本的収入及び支出の内訳でございます。なお、11ページから16ページは、事業収支に係る計算資料となっておりますので、御確認のほど、よろしく御説明いたします。つづいて、18ページをお願いします。収益的収入及び支出の事項別明細書でございますので、主なものについて御説明させていただきます。はじめに、収入でございますが、1款下水道事業収益の1項営業収益は、下水道使用料が主なものでございます。また、2項営業外収益の5目県補助金は、森林湖沼環境税を活用した宅地内の雑排水を公共下水道へ接続する補助金でございます。つづいて、19ページをお願いします。支出の一覧でございます。1款下水道事業費用の1項営業費用の1目管渠費は、下水道管渠施設の維持管理に係る経費でございます。つづいて、2目のポンプ場費は、市内10か所に設置されたポンプ場の維持管理費でございます。つづいて、4目の業務費は、下水道使用料徴収に関する業務委託のほか、会計年度職員の人件費などでございます。つづいて、20ページをお願いします。5目の総係費は、職員の人件費や事業運営に係る経常的な費用などでございます。つづいて、21ページをお願いします。6目流域下水道維持管理費は、流域下水道にて汚水が処理されておりますので、処理費用につきましても維持管理負担金として、

県へ納めるものでございます。8目の減価償却費は、下水道管渠やポンプ場など、下水道施設において、毎年発生する減価償却分でございます。つづきまして、2項、営業外費用は、起債の償還利子分及び下水道使用料などの収入に対して、国へ納める消費税でございます。つづいて、22ページをお願いします。こちらの一覧は、資本的収入及び支出でございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款資本的収入は、公共下水道工事などの起債や受益者負担金及び汚水、雨水施設の整備に係る一般会計並びに国からの補助金でございます。つづきまして、支出について、御説明いたします。1款資本的支出の1項建設改良費、1目管渠費は、人件費のほか下水道管渠施設の建設経費などでございます。つづいて、23ページをお願いします。2目ポンプ場費は、主に亀城及び川口ポンプ場に係る経費でございます。つづいて、3目の流域下水道事業費は、流域下水道の施設整備に係る建設費の負担金でございます。つづいて、2項の企業債償還金は、下水道整備における工事請負費などに要した企業債の起債償還に要する費用でございます。なお、24ページから29ページにつきましては、職員の給与など人件費の内訳、並びに債務負担行為における支出予定額の調書、企業債の見込みに関する調書でございます。下水道事業会計の説明は、以上でございます。よろしくお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 旧市内の下水道の長寿命化は、いつから始まるのか。雨が少ないと、排水溝から異様な臭いが出てしまっているんだ。合流式だから仕方ない面もあるが、いつ頃からなんだろう。

○滝田下水道課長 管更生については、旧市内も始めさせていただいております。調査のほうは継続的に行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○寺内委員 それしか言えないか。要望でいいから、頼みますよ。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第26号令和5年度土浦市下水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。つづいて、追加議案となります。議案第36号令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算(第2回)について、執行部から説明をお願いします。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。議案第36号令和4年度下水道

事業会計補正予算（第2回）につきまして、73ページをお願いします。資本的収入及び支出における減額補正でございます。資本的収入でございますが、企業債が3,300万円及び国庫補助金も3,300万円の減額をお願いするものでございます。つぎに、資本的支出の建設改良費は、補助金の決定額が少ないことから、6,600万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、75ページから77ページは、明細書及び企業債の調書となっております。下水道課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第36号令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第2回）について原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

（午後1時48分休憩）

（午後1時50分再開）

○平石委員長 つづいて、報告事項です。工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各委員におかれまして、御覧いただきますようお願いいたします。つづいて、その他です。土浦市公共施設等再編・再配置計画の策定について、説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料の2をお願いいたします。こちらの資料は概要版になりますが、今年度、内部会議及び外部委員会に諮りながら策定作業を進めてまいりました土浦市公共施設等再編・再配置計画につきまして、今般、計画策定となりましたことを御報告させていただきます。なお、サイドブックの「その他資料」、「計画・プラン等」のフォルダに計画書のデータを掲載させていただきましたので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、以上報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 その他、執行部からありますか。

○船沢都市政策部長 執行部からは、ございません。

○平石委員長 委員のほうからは、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 お疲れさまでございました。以上で産業建設委員会を閉会します。